

成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などのために判断能力に不安がある人の、預貯金などの財産管理や施設入所の契約などを支援し保護する制度です。

* 成年後見（判断能力がないと思われる人）

ほとんどの法律行為を本人に代わり後見人が行います。
本人は日常生活での買い物はできます。本人の財産を全面的に管理します

※不動産の処分などは裁判所の許可が必要です

* 保佐（判断能力が著しく不十分な人）

本人が不利な契約や取引をしないよう保護します。
本人を代理することはできないが、本人の状況に応じて、代理権・同意権・取消権を追加することができます。

* 補助（ひとりで判断する能力が不十分な人）

特定の法律行為について代理することができます。
特定の法律行為について同意や取り消しができます。

* 手続き

申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に後見等の開始の審判を申し立てます。

裁判所の調査

申立てに対して裁判所が本人の状況や家族の事情、後見人などについて調査します。

鑑定

本人の判断能力について精神鑑定が行われますが、補助の審判では鑑定は行われません。
後見開始の審判については、診断書の記載、本人との面談、親族などからの事情を確認した範囲で、裁判所が鑑定を不要と判断すれば鑑定は省略されます。

審判の決定

申立人、本人、後見人などになった人に審判書が送付されます。

* 相談窓口

成年後見制度全般の相談	こどもと福祉の未来館 福祉の相談窓口	☎ 04-2941-6366
65 歳以上の方の相談	高齢者支援課	☎ 04-2998-9120
知的障害をお持ちの方の相談	障害福祉課	☎ 04-2998-9116
精神障害をお持ちの方の相談	こころの健康支援室	☎ 04-2991-1812
成年後見制度を知りたい	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	☎ 048-822-1204
	所沢市成年後見センター	☎ 04-2929-1711
成年後見人等になってくれる人がいない	埼玉弁護士会 高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」	☎ 048-710-5666
	(公社)成年後見センター・リーガルサポート埼玉	☎ 048-845-8551
	(一社)コスモス 成年後見サポートセンター・埼玉県支部	☎ 048-833-0647
	(公社)埼玉県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ埼玉	☎ 048-857-1717

共通した補足

後見人などは年1回程度、本人の財産状況や心身の状況、後見人等の活動について裁判所に報告します。

後見人などは、原則として本人の生活や利益のためのみに財産を使い、帳簿や領収書の保管などが必要です。

任意後見制度

今判断能力のある人が、将来判断能力が不十分になったときに備え、あらかじめ後見人を選んでおく制度です。

申立てができる人

本人、配偶者、4親等内の親族（親、子、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい、いとこなど）事情がある場合は市長も申し立てをすることができます。

はじめにすること

主治医と相談し専用の診断書を用意します。
（裁判所のホームページからダウンロードできます）

後見人などの候補者を決める

原則は裁判所が選任しますが、申立ての際に届け出て、裁判所が調査し問題がない場合は、その人を選任します。

必要書類

裁判所により異なる場合がありますので、管轄裁判所に確認しましょう。
さいたま家庭裁判所川越支部
川越市宮下町 2-1-3
☎ 049-273-3041